

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県	
3. 市区町村名	米原市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	知的障がい者(児)	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月28日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	17	
10. 保護評価書の名称	米原市福祉医療費助成に関する事務(基礎項目評価書)	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hl.no=&kk_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E7%B1%B3%E5%8E%9F%E5%B8%82%E3%80%80%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82	
12. 委任関係		▼

執行機関名 米原市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例(平成17年米原市条例第112号)による知的障がい者(児)の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		米原市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号) 別表第1 第八の項 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例(平成17年米原市条例第112号)による知的障がい者(児)の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例(平成17年条例第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児)の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、(知的障がい者(児))に対し医療費の一部を助成することにより(障がい福祉の増進)に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		米原市知的障がい者(児)医療費助成条例(平成17年条例第112号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者または保護者に対する福祉医療費受給券の交付に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 11	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 12	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 13	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 14	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの

③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 15	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 16	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第3号 米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第4条第1項
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 の2 項 2 号 10	米原市知的障がい者(児)医療費助成条例第3条第1項第5号
②情報提供者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされているもの
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
備考		